

## こども発達センターさくら ってどんなところ？

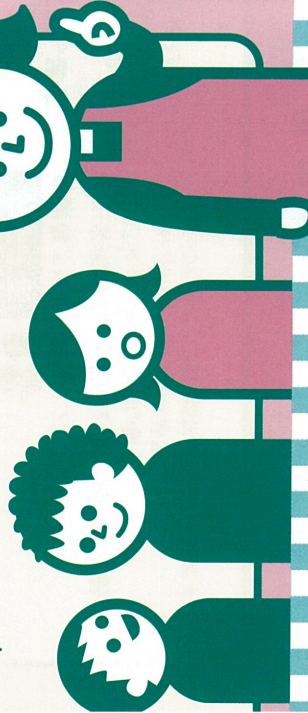
**0→18**  
自閉症、発達障害  
に特化した  
療育タイプの  
通所事業所です。

未就学児～  
高校生までが  
対象です

**60min**  
1回1時間の  
個別療育を行います  
※おさまの状況に応じて  
小集団での療育も行います

**?**  
学習スタイル、  
認知レベル、特性など  
をアセスメント(評価)し  
その結果に基づいて  
支援を検討します。

**10人いれば10通りの  
その子にいちばん合った  
プログラムでサポートします**



## NPO法人CCV こども発達センターさくら



〒328-0012

栃木県栃木市平柳町1-10-16昭和堂2階

TEL 0282-28-6700

FAX 0282-28-6706

✉ ccv.sakura2016@gmail.com

f www.facebook.com/168846746818927/



さくらの  
最新情報を  
更新しています！

対象

0~18歳未満

自閉症、発達障害  
に特化した  
療育タイプの  
通所事業所です

- 児童発達支援
- 放課後等  
デイサービス

# こども発達センター さくら

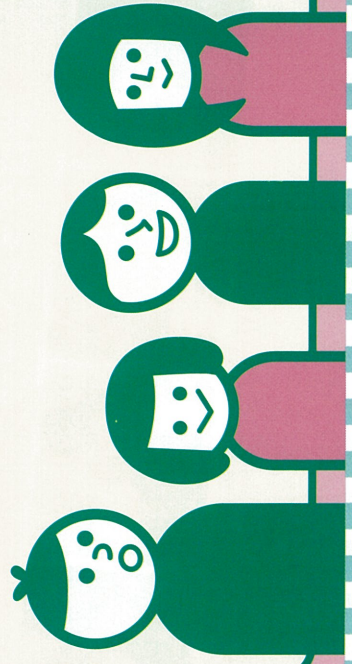


一人ひとりの個性に合わせた  
プログラムで自立をサポート！



# 子ども発達センターさくらの理念

- 一人ひとりのこどもたちの将来の自立を視野に入れた療育を行います。
- 自閉症、発達障害の特性を踏まえ、一人ひとりに合わせた支援を考えさせていただきます。
- こどもたちの主体性を育み、自発的に行動できるよう、学習・身辺自立・生活スキル等のプログラムを提供します。
- 家族とともに考え、1つのチームとして連携していきます。
- 栃木県内の自閉症支援のモデルとなるよう、積極的に支援情報の共有、スタッフの育成を図っていきます。



# 3STEP! ご利用までの流れ



まずはお気軽に♪

## 1 見学、ガイダンス (30～45分)

- こども発達センターさくらでの療育について説明をします。
- 利用希望者には「チェックシート」をお渡ししますので、スタッフにお声かけください。

必要な証書を申請しましょう

## 2 障害がいし通所受給者証の発行

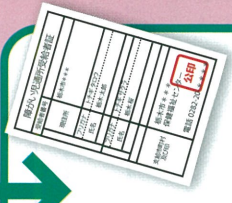
※初回の療育までに受給者証が必要です。

## ● 申請場所：お住まいの市の障害福祉担当の窓口

栃木市社会福祉課 0282-21-2205

### ● 申請に必要なもの

- ① 印鑑
  - ② 療育が必要であることが判断できる書類 (療育手帳、診断書など)
- ・ 予約制の窓口もあるので、事前に電話で確認してください。  
 ・ 受給者証の発行まで1～2週間かかります。  
 ・ すでに受給者証をお持ちの方は支給量の変更が必要があります。



ご利用開始まであと少し!

## 3 初回面談・契約 (1～2時間)

初回の流れ

### ご家族の方

- ① チェックシートの確認、普段の様子の聞き取りをします。  
 ・ 分からないところは空欄のままに結構です。  
 ・ お子さまの普段の様子などをご記入ください。

### お子さま

- 療育エリアでスタッフと過ごします。
- ご家族の了承が得られたら療育のためのアセスメントを開始します。  
 ・ 自由に遊んでいる様子を観察します。  
 ・ スタッフと関わったり、簡単な課題を行います。

- 初回の面談は無料となっております。
- 予約制となっておりますので、事前にお問い合わせください。
- 初回面談で必要なもの
  - ① チェックシート (事前にお渡しします)
  - ② 印鑑 (朱肉を使うもの)
  - ③ 障害児通所受給者証 (最初の療育日までにお持ちください)
  - ④ その他資料 (療育手帳、検査の結果等)

### ② 個別支援計画を作成します。

- ・ 困っていることや、これからの取り組みたいことをお聞きます。
- ・ お子さまやご家族のお話を聞いて個別支援計画を立てていきます。
- ③ 契約を行います。